

開 会 午後0時58分

●熊谷誠一委員長 ただいまから、文教委員会を開会いたします。

報告事項であります、特にございませぬ。

それでは、議事に入ります。

最初に、議案第1号 令和7年度札幌市一般会計補正予算（第1号）中関係分、議案第27号 損害賠償及び和解に関する件、及び議案第31号 令和7年度札幌市一般会計補正予算（第2号）の3件を、一括議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございせんか。

●うるしはら直子委員 私からは、議案第31号 令和7年度札幌市一般会計補正予算について伺います。

本補正予算案は、国の交付金を活用しました学校給食の食材費高騰対策に係る増額補正予算ということで、本日追加の提案がされました。

学校給食は、まず学校給食法の目的にもあるとおり、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、給食を通じまして、児童や生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う教育、いわゆる生きた教育としても重要な役割を果たしております。そうしたことから、学校給食に必要な食材費の措置は大変重要であると認識をしております。

そこでまず、このたび学校給食の食材費高騰対策の増額補正予算案が急遽追加され、提案された経緯について伺います。

●木戸学校支援担当部長 増額補正予算の追加提案の経緯についてでございます。

昨今の物価高騰は、市民生活に多大な影響を与えておりまして、令和3年を100とした本市の消費者物価指数は、本年4月には食料で127.6となっており、前年同月からの上昇率で6.8%と非常に高い水準になってございます。

このままでは、学校給食費予算の不足が見込ま

れることから、給食の大幅な質の低下や、保護者負担の増加とならないよう、補正予算を計上するものでございます。

5月27日の閣議決定により、物価高騰対策の国の臨時交付金の追加交付を踏まえまして、市として早期の予算化を図るため、今議会での追加提案に至ったものでございます。

●うるしはら直子委員 ただいまご答弁で、物価指数が高い数値だというお話もございましたけれども、様々な物価が高騰していく中でも、特にこの食料品の値上がりは顕著で、またここ1年では急激に高騰しております。市民はもとより、子育て世代の家計にも影響が大きいことから、この学校給食の食材費に対する対策、これは必須であると考えます。

先週末、5月27日ですか、臨時交付金が閣議決定されたのこのことで、今回本市は大変素早い対応であったと感じていますが、同時に、この学校給食の質や量をしっかりと確保して、また維持すること、これも重要と考えます。

学校給食法では、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることを定めており、また、文科省の学校給食摂取基準においても、児童生徒に必要な栄養摂取の基準も明確に決められております。

一方で、全国の一部の自治体では、食材費の高騰により、メニューを変更したとか、また品質、あと量を減らしたといった対応が行われているとの報道も目にしております。

また、道内の自治体においても、実際に食材の変更が続いて、例えば、子どもさんの声では、何か毎日のようにもやしが出るようになったとか、そういった切実な声も聞いております。

こうした対応を余儀なくされて、また必要な栄養摂取に支障を来すということは避けなければならない、それには給食の質や栄養のバランスを維持し、安定的なその提供を続けるための的確な対応というのが不可欠です。

本市では、令和7年度当初予算において、通常の予算に加えて、国の交付金を活用した物価高騰対策費が含まれていたと承知しておりますが、今回はそれに続く追加的な措置として、この学校給食費の食材費を増額するものと理解をしております。

そこで、こうしたことを踏まえまして、このたびの学校給食費等食材費高騰対策費の増額補正予算は、どのように算定されたのか伺います。

●木戸学校支援担当部長 補正予算額の算定についてでございます。

令和7年度予算は、まず令和3年4月から予算積算時までの消費者物価指数の上昇率である20.2%を用いて、食材調達に必要な総額を積算し、当該額から保護者負担である給食費の総額を差し引いて、物価高騰分を算出しております。

そうして得られました14億5,100万円を、食材費高騰分として国の交付金を活用し、昨年度の第1回定例市議会で補正予算として編成し、令和7年度に繰り越しているところです。

ところが、その後も食材費は、想定を大きく上回る高騰を続けておりまして、本年4月の消費者物価指数は、予算積算時から、さらに約7%上昇し、食材調達に必要な額が増加しております。

国の臨時交付金の追加交付で財源のめどがつかしましたことから、5億2,600万円の増額補正予算案を提案したものでございます。

●うるしはら直子委員 本当に予測のない形で、急速に物価が高騰しているということで、改めまして、ここ数年の、特にこうした急激な物価高騰下にあつて、本市が今回速やかに増額補正を行って、また保護者負担である給食費を据え置く手だてを講じたこと、この点については高く評価をしております。

最後に、要望でございます。

家計が厳しくて、また、この給食を命の一食とするような子どももいるというのが現状です。また、今の米騒動といったこうした影響、そのため

に親御さんが、食費を抑えるために自分の朝食だとか昼食、そうしたことを控えているといった切実な声も、私の元にも届いております。

これまでも申し上げておりましたが、今後も給食に用いる食材費の高騰がたとえ続いたとしても、札幌市が保護者から徴収する給食費への転嫁、これはあつてはならないと考えます。

栄養教諭をはじめとして、また、市教員の皆様も様々な努力をこれまでもされている中で、また、今度は国のほうでも無償化の話というのも具体化してくると思いますけれども、今後も保護者の方への負担、これが増すことのないように、しっかりと対応いただくことを要望いたします。

また、働き方が多様化している中で、保護者が毎日栄養面まで子どもさんのことを考えるというのは、なかなか難しいことと思います。

子どもたちの健康と豊かな心を育むためにも、また、毎日給食を楽しみにしている子どもたちの笑顔を守るためにも、引き続き量や品質、そして品数を落とすことのないように、安心して安全な美味しい札幌市の給食を提供することをお願いしまして、私の質問を終わります。

●熊谷誠一委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●熊谷誠一委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●熊谷誠一委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第1号中関係分、第27号及び第31号の3件を可決すべきものと決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●熊谷誠一委員長 異議なしと認め、議案3件

は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を、議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●熊谷誠一委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●熊谷誠一委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第9号を可決すべきものと決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●熊谷誠一委員長 異議なしと認め、議案第9号は可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第10号 札幌市図書館条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●熊谷誠一委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●熊谷誠一委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第10号を可決すべきものと決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●熊谷誠一委員長 異議なしと認め、議案第10号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 財産の取得の件（GIGAスクール第2期学習者用端末）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●熊谷誠一委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●熊谷誠一委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第23号を可決すべきものと決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●熊谷誠一委員長 異議なしと認め、議案第23号は可決すべきものと決定いたしました。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時8分

再 開 午後1時10分

●熊谷誠一委員長 委員会を再開いたします。

次に、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和6年度取組状況についてを議題とし、資料に基づき理事者から説明を受けます。

●斎藤子ども育成部長 本日は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく令和6年度取組状況について、ご報告をさせていただきます。

今回は、令和2年度から令和6年度を計画期間とします第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画に基づく5年度目、最終年度のご報告となります。

それでは、取組の概要の1ページ目をご覧ください。

こちらの子どもの権利の普及・啓発の取組について、ご説明をいたします。

最初の四角、主な子どもの意見表明・参加の促進の取組としまして、子ども議会を実施しましたほか、第5次さっぽろ子ども未来プラン策定に当たり、公募で選ばれた中高生からなるさっぽろティーンズ委員会や、市政に対する子どもからの提案・意見募集はがきによりまして、子どもたちから、子どもにやさしいまちをテーマとした意見をいただきました。また、子ども未来局のみならず、各局区におきましても子どもを対象としたパブリックコメントやアンケート、ワークショップを実施しております。

次に二つ目の四角ですが、主な理解促進・意識向上の取組としまして、学校の授業に活用できる子どもの権利パンフレットを、教育委員会と連携して配布したほか、市内の保育所や幼稚園などの3歳児クラスの保護者を対象とした、乳幼児保護者向けリーフレットの配布をいたしました。

また、子どもたちから作品を募集した子どもの権利せんりゅう・ポスター展を地下歩行空間などで開催するなど、広く子どもの権利の理解促進・意識向上に努めました。

続きまして、子どもの権利に関する推進計画の成果指標等の状況についてです。

5年ごとに行う計画策定の際には、子どもに関する実態・意識調査により状況を把握し、それ以外の中間年には、子ども・子育てに関するアンケート調査を用いて状況を把握しておりますが、令和6年度は中間年に当たりますので、子ども・子育てに関する市民アンケート調査を用いて状況を把握しております。

これらの調査で把握した内容は、表のとおり整理しておりますが、このうち平成30年度と令和5年度の大人の欄、こちら2種類の数値を記載しております。

これは、令和6年度の調査が0～5歳の乳幼児がいる大人を対象としたものである一方、その前年の令和5年度の調査では、子どもの有無を問わず、幅広く大人を対象者とした調査でありましたため、令和6年度調査と同じように、0～5歳の乳幼児がいる大人の回答だけを抽出して集計をし直した数値、こちらを参考として括弧書きで併記し、傾向を分析しております。

それを踏まえまして、下段にありますまとめになりますが、現推進計画の成果指標につきましては、表の一番上、子どもの権利の認知度は子どもでは上昇、括弧書きにあります0～5歳の乳幼児のいる大人については、横ばいという状況になってございます。

また、子どもの権利が大切にされていると思う人の割合は、子どもは横ばいである一方、括弧書きの乳幼児のいる大人では、令和5年度の42.7%から、令和6年度は50.5%へと上昇しております。理解促進の取組に一定の成果があったものと考えております。

しかし、成果指標の目標値の達成には至っておりませんことから、引き続き社会全体で子どもの権利を大切にする意識を醸成していくといった取組を行う必要があると考えてございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

子どもの権利救済機関である、子どもアシストセンターについての取組です。

最初の四角、相談件数につきましては、上段の実件数は相談者数となりますが、令和6年度は1,085件と、1,000件前後で推移しておりまして、その下、下段の延べ件数は総相談件数となりますが3,234件と、3,000件前後で推移をしております。

なお、こちらには記載はございませんが、相談内容ですが、子どもからは友人関係や精神不安、大人からは親子関係や学習、進路など様々なものがございました。

次に、一番下の四角ですが、関係機関との連携

についてです。

子どもに関する様々な相談に対応する中で、内容によってはアシストセンターだけでは解決を図ることが難しい場合もございますため、相談機関相互のスムーズな連携が図れるよう、子どものための相談窓口連絡会議、こちらを開催するなど、行政機関のみならず、民間団体も含めた幅広い連携を大切にしているところです。

続きまして、3ページをご覧ください。

子どもの権利に関する教育委員会の取組ですが、教育委員会では教職員向けの研修や、札幌市「人間尊重の教育」推進事業の実施とあわせて、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実を図るとともに、いじめ、不登校への対応などを通して、子どもの安心と学びのための環境づくりを進めました。

具体的には、最初の一つ目の四角、教職員向け研修として、新任管理職や初任段階1年目の教員に対して、子どもの権利に関する講義を行ったほか、正しい子ども理解と適切な支援につなげるため、教育センター専門研修におきまして、いじめや不登校、虐待対応等について、対象者を区分した研修講座、こちらを拡充しております。

取組の概要については、以上となります。

次に、個別の取組の状況について、こちらは5ページ以降の記載となりますが、その中から主な事業を2点ほど、ご説明をさせていただきます。

まず一点目、16ページをご覧ください。

こちらの(3)多様な体験機会の場の充実として、ページ下段の④子どもの職業体験事業(さっぽろキッズインターンシップ)、こちらについて、ご説明をさせていただきます。

こちらは、子どもたちが社会や職業への関心を高め、将来を考える大切さに気づく機会を増やすため、企業訪問型の職業体験事業として、新たに実施したものです。

初めての開催となった令和6年度は、小学校の冬休み期間を利用しまして、市内の小学5・6年

生を対象に28種類の職業体験プログラム、こちらを243人が体験をしてございます。

最後になりますが、18ページをご覧ください。

(1)にあります、子どもの安心と学びのための環境づくりですが、こちら、中段にあります三つ目の四角、スクールカウンセラーについてです。

不安や悩みを抱える児童生徒や、その保護者への教育相談体制の充実を図るべく、全ての市立学校にスクールカウンセラーを配置しておりますが、小学校における相談体制を充実するため、令和6年度から、小学校の配置時数を69時間から140時間に拡充しております。

取組の状況については、以上となります。

今後も、主体となる子ども自身が子どもの権利が大切にされていると思えるような取組を進めてまいりますと同時に、多様な悩みを気軽に相談できる環境づくりや、子どもの主体的な参加の機会、意見反映の取組を進め、社会全体で子どもまんなか社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

●熊谷誠一委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

●小形香織委員 令和6年度というのは、札幌市いじめ防止等のための基本的な方針を改定して、新しくスタートした1年でありました。今ご説明のありました、この権利条例取組状況報告書の18ページ、19ページ、このところに関連して質問したいと思います。

この教育委員会のいじめ防止等のための基本方針、これを改定したきっかけは、一昨年の12月ですか、教育委員会が黒塗りで公表したということが問題となった、いじめによる中学生の重大事態が発生したということについて、調査検討委員会から報告、そして提案が出されたということでありました。そのとき、私も文教委員会に所属しておりましたので、当時の質疑の内容なども記憶し

ているところです。

今回、令和6年度からスタートした新たないじめ防止等のための基本的な方針には、いじめを早期発見するために1人1台端末のアプリを活用するという事なども書かれておりますけれども、その幾つかのポイントの多くは、いじめ対策会議を月1回開催することの義務づけだとか、ケースを記録して引き継いでいくこととか、研修会の充実など、ただいまご報告も少しありましたが、学校関係者の皆さんの対応力をいかに強力な組織にしていくかということに、重点を置いた内容だったのではないかと思います。

こうしたマンパワーをどう重ねて、どのように強化するかというのは、これは数値だけではなかなか測れない部分もあると思いますけれども、私は調査検討委員会の報告書を読んで、学校がやって取り組んでいるいじめアンケートに、少なくとも毎年毎年、3年間は少なくともいじめを受けているということに、その当該生徒は答えていたにもかかわらず、何の対応もなされなかったという点に、私は大変衝撃を受けました。

これら、子どもからのメッセージを受け止める、このことについて、当時の文教委員会でのやり取りでは、指導主事による訪問だとか、あるいは各種研修の機会を捉えて、周知徹底を図ってまいりたいというご答弁がございました。

そこで伺いたいんですが、昨年度の取組、会議の月1回の定期的な開催だとか、そのメンバーにはスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーも含めることが義務づけられるなど、学校組織の強化をどうするのかということで、教育委員会も当然の指導や、いろいろな助言をしていくということでありました。実際のところ、どうだったのかということをお聞きしたいと思います。まだ改定して1年ではございますけれども、昨年度の1年間のいじめ防止基本方針改定後の具体的な取組について、伺いたいと思います。

●喜多山児童生徒担当部長　ただいまご質問のございました、札幌市いじめの防止等のための基本的な方針改定後の取組についてでございます。

本市の方針の改定に基づきまして、各学校においては、学校いじめ防止基本方針を即座に見直しまして、いじめ防止対策を充実させるべく、この1年間で様々な取組を推進してきたところでございます。

具体的には、学校のいじめ対策が組織的かつ専門的な視点を取り入れて対応できますよう、学校いじめ対策組織の責任者を学校長と明示しまして、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを必須構成員としたところでございます。

また、継続して組織的に対応できるよう、対策会議を月1回定例化することによりまして、新たないじめの対応のほか、その後の経過確認などにも取り組んできたところでございます。

さらには、子どもの1人1台端末にも心の健康観察アプリ、これを導入いたしまして、子どもの毎日の状態を複数の教職員で把握するとともに、アプリにございます相談ボタン機能を用いまして、児童生徒の困りや悩み等を早期に把握できるよう、努めてきたところでございます。

いじめ防止等の取組は、家庭・地域との連携が不可欠でございます。各学校においては、見直しました学校いじめ防止基本方針について、年度初めに全教職員で確認するとともに、保護者懇談会や地域の会議など、様々な機会において、保護者や地域住民等と共有してきたところでございます。

●小形香織委員　今回は、子どもの権利条例の取組の報告ということでありますので、私は子どもの様子というのが、今回のいじめ防止基本方針改定後にどういうふうになっているのかと、本当に笑顔で学校に通える、そういう子どもが増えてほしいと願うばかりであります。

今回は、先ほどもご説明が少しありましたけれ

ども、スクールカウンセラーの小学校配置時間数を69時間から140時間に拡大したなどの取組があるということでありましたし、そのために今ご答弁のあったような会議の定期的な開催だとか、メンバーの必須構成員、それから責任の明確化などをされているということでありました。

こうした、少しずつやろうとしていることは、今ご答弁の中でも感じられたんですけども、やはり職員の皆さんの網の目のようないろんな心遣いや目配り、気配り、こういうものが子どもの変化というものを早く捉えていくということに、非常に有効なんだろうというふうに思っています。こうした専門家の方だとか、あるいは教職員の方々だとか、こうした方々が、子どもの心などの健康に心配な点があった場合に連携していくとか、共有していくということ、あるいは教員同士の、職員の集団の意見交換ということについても、今回のいじめ防止の改定の中では連携を強化するんだということが書かれております。子どもが変化をしているあるいはいつもと違う様子だということを受け止めると同時に、そのときに心の中に何があるんだろうという子どもの理解をする際に、やはり職員同士の会話だとか、あるいは意識の向上だとか、そういうことなどが具体的にどんなふうになっているのか。

例えば、問題解決の第一歩になったとか、あるいは子どもの様子が少し変化したとか、そうした今1年間取り組んでおられる中で、子どもの様子などで少し変化があれば、具体的にお示しいただきたいと思います。

●喜多山児童生徒担当部長 ただいまご質問のございました、子どもの具体的な様子というところでございました。取組の大きな一つであります心の健康観察アプリを用いたことについて、お答えをしたいと思います。

この心の健康観察アプリに、子どもは毎日、自分の状態を入力するということになりますけれども、不調が続きますと、その子どもについて、教

職員にアラートで知らされるようになってございます。教職員が、その心配な状況が見られる児童生徒に声かけをするなどの対応をしているところでございます。子どもからは、先生が声をかけてくれるので、前よりも自分の気持ちを話せるようになったというような声も上がってきております。

また、相談ボタンというのがございます。相談したい先生を選択して、ボタンを押すという機能ですけれども、これで養護教諭を選択してボタンを押した子どもからお話を聞いたところ、友達との関わりについて深く悩んでいることが分かってきたと。そのことを養護教諭が、学校いじめ対策会議でスクールカウンセラーと共有しまして、そのスクールカウンセラーの助言、心理の視点を踏まえて、保護者と連携しながら、継続支援を行ったという事例もございました。

このように、子どものSOSを見逃さないよう、困りや悩みを早期に発見しまして、複数の教職員で共有、対応することに取り組んできたことで、子どもからは担任の先生だけではなくて、いろいろな大人が自分を見てくれているという声も上げられているところでございます。

●小形香織委員 アプリというのは、あくまでもツールでありまして、そのこのきっかけがあって、そのことで先生と話せるようになったとか、いろんな大人が見てくれているんだということ子どもが分かる。これは、ここのツールを使った先の職員の皆さんの反応、声かけ、こういうものが非常に大事なんだというふうに私、今の変化を見ても感じるわけなんです。やはり、自分のことをたくさんの大人の目が見守ってくれている、あるいは感じ取ろうとしてくれているということが、子どもの権利を尊重していくという姿勢を大人が示す上で、大事なことだと思っているんですね。

今回、先ほど議題として出されておりました議案第27号では、このたびの経緯に関わっての損害

賠償及び和解に関する件というのが出されております。

この生徒の悔しさだとか無念さ、そしてご遺族の方々の苦しみを思うと、やはり二度とこのようなことを発生させないというために、本当に毎日の先生方もいろんな心配りを重ねながら、そして二度とこういうことをさせないんだということが次につながっていくし、それがご遺族の方の強い願いだったということを私、記憶しております。ぜひとも、引き続きの強化が必要ではないか。

1年というのは、まだ緒に就いたばかりではないかと思いますので、今後どのように強化されていこうとお考えなのか、伺いたいと思います。

●喜多山児童生徒担当部長 今後のいじめ防止の取組についての、ご質問でございました。

教育委員会といたしましては、今取り組んでいる様々な取組がより徹底されるよう、各学校の状況を確認するとともに、いじめ対策がよりよいものとなるよう、各学校からの意見を踏まえまして、学校と連携しながら取組を着実に推進していく所存でございます。

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる人権侵害行為でございます。決して許されるものではないことでございますので、引き続き本市が掲げましたいじめ防止のビジョン、学校・家庭・地域総ぐるみでいじめはしない・させない・許さない、これを徹底してまいります。

●小形香織委員 昨年度の子どもの権利条例の取組ということの報告で、質問をさせていただきました。

重大事態調査報告書には、子ども理解のカンファレンスをいかに自分の学校で実践できるか、今後、具体的検討を進めてほしいという提言もなされております。

大人が、子どもの声や表情、意見、様々に発する子どもの様子をしっかり受け止めて、心の中を深く理解して、その年齢や発達状況に応じて対応していく、これが子どもの権利の尊重だと思って

おりますので、ぜひ引き続き、取り組んでいただきたいことを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

●熊谷誠一委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●熊谷誠一委員長 なければ、質疑を終了いたします。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時32分

再 開 午後1時33分

●熊谷誠一委員長 委員会を再開いたします。

次に、公立保育所が今後を担う役割等についてを議題とし、資料に基づき理事者から説明を受けます。

●札幌子育て支援部長 私のほうから、公立保育所が今後担う役割等につきまして、資料に基づきご説明をさせていただきます。

資料の左上からご説明いたします。

1 保育を取り巻く現状でございますが、これまで既存の公立保育所を転換するなどし、各区の子育て支援の拠点として、保育と子育て支援機能を併せ持つ区保育・子育て支援センターちあふるを全区へ設置してきたところでございます。

また、高まる保育ニーズに対応するため、保育の量の拡大に取り組んだ結果、平成30年度から待機児童はゼロ人を継続しており、表に掲載のとおり保育施設等の利用数は令和4年をピークに、減少に転じているところでございます。

国は保育につきまして、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すというのをしております。札幌市におきましても、保育人材の維持確保により、多様化する保育ニーズへ対応するなど、保育の質の向上に取り組む必要があると考えております。

こうした現状を踏まえまして、2 公立保育所が今後担う役割をまとめたところでございます。

公立保育所が今後担う役割につきまして、大きく2点ございます。

囲みにございますが、1点目が保育の質の向上に努め、多様な保育ニーズに積極的かつ柔軟に対応し、そこで得た知識やノウハウを民間保育施設等と共有していくこと。

2点目が、地域の子育て支援の拠点として地域の子育て支援関係者とネットワークを構築し、全ての子どもの育ちと子育て家庭を支える体制を構築することを役割としてございます。

この役割に基づきまして、まず単独園の今後の方向性でございますが、近隣の保育施設の配置や入所状況を勘案し、供給量が十分と判断される場合、老朽化が進む施設は順次閉園していくことといたします。閉園により生じる保育人材を活用し、公立保育所が担う役割の充実強化を図ってまいります。

右上のほうに目を移していただきまして、次に、ちあふるの今後の方向性でございますが、多様な保育ニーズへの対応や、区における地域の子育て支援の拠点としての役割を担っていくものとしまして、この方向性に従いまして、現在小規模保育を実施しておりますちあふる・みなみにつきましては、複合化に当たり、ほかの区のちあふると同様の保育機能とすることなどを検討してまいります。

こうした方向性の下、3番としまして、老朽化した単独園の閉園に向けた準備でございます。

築年数が40年を経過し、老朽化が進んでおりますので、下の表にございます、みかほ保育園、菊水乳児保育園、青葉保育園、東白石保育園、この4園につきましては、近隣の保育施設の配置や入所状況から、その分の供給量をカバーできると考えられることから、閉園に向けた準備に入りたいと考えております。

なお、現に在園している園児が卒園するまでは

運営を継続することとし、保護者に不安を抱かせないように、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

●熊谷誠一委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

●松井隆文委員 私からは、ただいま説明のありました公立保育所が今後担う役割等についてということで、何点か質問させていただきたいというふうに思います。

まず1点目、保育の質の向上についてお伺いをいたします。

まず、先日の代表質問において、今後の保育の需給バランスにつきましては、会派の山田一郎議員から質問をさせていただいたところでございます。

その質問の中で、近年の未就学児の減少を踏まえますと、将来的には、保育の需給バランスが崩れるということが想定され、経営難に陥る民間の保育所が出てきてしまうこと、そして万が一にも、突然経営難により保育所が閉園してしまうことがないように取り組まなければならないということを指摘してきたところでございます。

今回のこの公立園の閉園は、施設の老朽化が要因ということでありますが、建て替え等をせずには閉園していくという判断に当たりましては、民間園も含めた保育の需給バランスについて、先々のことを考えた結果であろうというふうに受け止めております。

一方、さきの代表質問の札幌市の答弁の中で、令和7年3月に策定した保育の需給計画においては、今後5年間のニーズを踏まえ、これまでの量の拡大から質の向上へと、供給確保策の重点をシフトしたとのことであります。

また、先ほどの説明の中でも、公立園が今後担う役割としまして、利用児童数が減少する中においても保育の質の向上に努め、多様な保育ニーズに積極的かつ柔軟に対応し、そこで得た知識やノ

ノウハウを民間保育施設等と共有していくというふうにあったところでもあります。

この公立園と民間園が共に市内全体の保育の質を向上させていくということは重要なことではありますが、これは実効性を持った取組にしていかなければならないというふうに考えております。

そこで一点目の質問ですが、公立保育所を所管する立場として、保育の質の向上に向けて、具体的にどのような取組を行っていくのか、また民間保育施設等とどうノウハウを共有していくのかを伺います。

●札幌子育て支援部長 保育の質の向上に向けた具体的取組について、お答えいたします。

保育の質の向上に向けては、まずは公立施設として、地域の保育ニーズはもとより、障がいのある児童や、医療的ケアが必要な児童の保育などにも積極的に対応しながら、これらに対応できる人材育成を進める考えでございます。

こうした実践を通して、民間施設に対して障がい児や医療的ケア児への理解を深めるための研修や巡回指導等の質を高め、職員のスキルアップが図られるよう支援し、市全体の保育の質を向上してまいります。

●松井隆文委員 続きまして、閉園に伴う保育人材の活用についてお伺いしたいと思いますが、民間の保育園では、保育士の確保の大変さも相まって、日々の保育についても、多様な保育の実施に積極的になれないという実情もあろうかと思えます。民間で対応が難しいケースでも、公立園が積極的に対応しつつ、民間への支援を強化していくことも重要であるというふうに考えるところでもあります。

多様な保育に対応しつつ、民間園への支援を強化していくということは、保育人材を確保する必要があるところではありますが、先ほどの説明で、閉園により生じる保育人材を活用し、公立保育所が担う役割の充実強化を図るということでございます。この保育士の確保は、民間園でも苦勞し

ているところでありますので、閉園によって生じる人材を活用して、公立園の充実強化のみならず、市全体の保育の質向上に取り組んでほしいというふうに、思うところでもあります。

そこで質問ですが、公立保育所の閉園によって生じる人材を、どのように配置して活用していくのかをお伺いいたします。

●札幌子育て支援部長 閉園によって生じる人材の活用について、お答えいたします。

4園の閉園に向けては、段階的に児童の受入れを停止していくことから、各園の保育士についても徐々に配置を見直ししていくことになります。

閉園により生じる保育人材につきましては、主に各区の保育と子育て支援の拠点であるちあふるで行う多様な保育の対応など、保育の質の向上に資するよう配置を検討し、民間施設を含めた市全体の保育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

●松井隆文委員 そこで、この閉園に伴う財源の活用という点についても、最後にお伺いしたいと思います。

札幌市として、この閉園により生じる保育人材を活用して、保育の質の向上に向けて、公立園だけではなくて民間施設への支援にも充てていくということでございましたけれども、この閉園することで人材が生まれる一方で、閉園に伴い、施設の維持管理上の経費が不要となります。そして将来的にも、施設を取り壊して建て替えをするのであれば、その分の費用も必要なくなるということでございます。

そこで質問ですが、当面、園は継続されるので、こうした経費はすぐ全て不要になるというわけではないことは認識しておりますけれども、4園が閉園となった場合の施設の維持管理上、不要となる金額をまず伺うとともに、閉園によって生じた財源を子ども関連施策に活用するという考えはないのか、併せて伺います。

●札幌子育て支援部長 閉園によって生じる財

源とその活用について、お答えいたします。

現在、閉園予定の4園に係る経費は、閉園によって生じる人材の活用を念頭に置いていることから、人件費を除きますと清掃や警備、光熱水費などの維持管理費用として年間約7,300万円ほどとなっております。

この費用は、直ちにほかの子ども関連政策に活用できるものではなく、今後、必要となる予算につきましては、アクションプランや子ども未来プランなどに基づきながら、計画的に確保してまいりたいと考えております。

●松井隆文委員 閉園によって生み出される人材、また財源、これを保育の質の向上ですとか、子育て支援の充実に向けて有効活用していくということを、改めて求めたいと思います。

段階的に受入れを停止していくことによりまして、使わなくなる部屋も増えていくというふうに考えられますので、在園児の活動、また閉園までにはなりますけれども、誰でも通園制度の実施など、こういった活用も考えていただきたいと思います。

また、民間園の置かれている状況、これは大変厳しいものがありますので、公立園のように閉園するという選択はなかなか、保育士の雇用等を考えると簡単にはできないという状況かと思えます。

市としては、待機児童対策として施設を増やす取組を推進してきた立場としまして、少子化の流れにおいて、民間園が保育の質を確保しつつ、運営が継続できるよう、支援の枠組みを整えることが必要であるという旨を指摘いたしまして、私の質問を終わります。

●うるしはら直子委員 私からも、今回の報告を受けまして、3点ほど質問させていただきます。

今回の報告では、老朽化が進む単独園を閉園し、今後は公立保育園が担う役割としては、区保育・子育て支援センターであるちあふるの機能強

化を進めるという趣旨だったと思います。また、あわせて、市としては、保育人材の維持確保を図っていくとの説明もございました。

このちあふるの機能強化を進めていくに当たりましては、現在、公立園に勤務していらっしゃる保育士の人員と、またその人数についても、今後も維持しながら取り組んでいくものと受け止めております。

その上で、先ほど松井委員の質疑では、公立の保育士の人材の活用についてございましたけれども、私は人材の育成という観点で、まず一点伺いたいと思います。

この公立保育園については、公立だからこそ預けたいという保護者のニーズも一定程度存在しており、今後はそうしたニーズに対して、ちあふるが中心となって対応していくものと思います。

今年の第1回定例会の我が会派の代表質問におきまして、地域に根ざした療育支援について取り上げまして、本市からは常設の子育てサロンを開設するちあふるにおいて、訪れた親子と保育士や心理療法士が関わる中で、共に子どもの発達や個性に気づき、確認し合いながら、早期からの療育を支援することが効果的であるとの旨の答弁がございました。今年度からは、ちあふる・とよひらにおいて、この取組が試行的に実施されております。また、こうした取組を含め、ちあふるが地域の子育て支援の拠点としてしっかりとその役割を果たしていくこと、これが求められていると思います。

そのためにも、実際に保育や子育て支援に当たる保育士人材の活用育成が極めて重要であり、また、その保育の質の向上に向けて人材育成を進めるとのご答弁も先ほどございましたが、多様な保護者のニーズや園児に柔軟に対応するためには、より高い知識やスキルの習得が必要であると考えます。

そこで質問ですが、今後、公立保育所に勤務する保育士をどのように育成し、また保育の質の向

上や子育て支援の充実を図っていくのか、市の見解を伺います。

●札幌子育て支援部長 公立保育所の保育士の人材育成についてお答えさせていただきます。

近年、職員の確保や技術等の継承が課題となっている中、今般、札幌市では保育士が配属先にかかわらず、専門職としてのスキルを身につけ、誇りややりがいを持って働くことができるよう、札幌市保育士人材育成方針を策定したところでございます。

この方針に基づき、個々の成長に資するよう、経験年数や職位に応じた目指すべき保育士像を具体的に提示しつつ、個別の育成計画の策定や、研修の実施に加え、保育所、児童相談所、児童発達支援施設など多様な職場への異動を通して、育成を行う考えでございます。

こうした育成の中で、保育士としての幅広い知識、経験を積み重ね、保育、子育て支援の実践と民間園に対する巡回指導等に生かすことで、市全体の保育の質の向上、子育て支援の充実を図ってまいります。

●うるしはら直子委員 様々、いろいろと大変詳しくありがとうございます。

今、保育士の育成につきましては、この札幌市の保育士人材育成方針、これに基づきまして経験年数、あと職位に応じた保育士像でしょうか、それを示しながら、育成計画の策定ですとか、研修を通じて成長を促していくこと、それからまた、児童相談所だとか児童発達支援施設などとの人事ローテーションでしょうか、これを通じて、幅広い知識と経験を積み重ねていくといった方針だったと思います。これは非常に重要な取組であると受け止めました。

一方で、現場の保育士の方々が日々保育と、そしてそれ以外の業務にも追われているという中で、研修や自己研さんの時間をどのように確保していくのか、また、ローテーションによる異動が現場に与える影響についても、丁寧な配慮が今後

必要であるとも感じております。

今後、ちあふるが地域の子育て支援の中核として、より一層の役割を果たしていくためには、保育士一人一人が専門性を高め、安心して働き続けられる環境づくり、これも不可欠と思います。

公立園には、多様な園児の保育に長年携わってきたベテランの保育士の方もいらっしゃると思いますので、ぜひそうして培われた経験やノウハウ等をしっかり継承するための取組というのを求めていると思います。

ぜひ現場の声を丁寧に拾い上げながら、実効性のある人材育成と、支援体制の構築を進めていただくよう、まず強く要望をいたします。

次に、単独園の閉園に向けた準備に関しまして、保護者や地域への対応についても伺います。

今回、閉園する予定のこの4園については、特に私の地元の白石区の3園は、地下鉄駅ですとか、小学校にも近い場所にありまして、利用者にとっても利便性の高い場所でございます。施設もかなり古いことから、維持が難しいことも承知はしておりますけれども、公立としての役割の充実強化につながるとはいえ、園児の保護者等への説明は、丁寧に進める必要があると思っております。

そこで質問ですが、園児の保護者への説明をどのように進める予定か、伺います。

●札幌子育て支援部長 園児の保護者への説明の進め方について、お答えいたします。

4園を利用する児童の保護者の皆様に対しましては、本日、本委員会のご報告の後、速やかに各園から、閉園に向けたスケジュールや、保護者説明会についてのお知らせを配布させていただく予定でございます。

保護者説明会につきましては、今月中旬の平日と土曜日の2回、各園で実施いたしまして、個別のご相談があれば、それぞれのご家庭の事情を伺いながら、丁寧に対応してまいります。

●うるしはら直子委員 丁寧な対応ということ

でしたけれども、本日からのお知らせということで、今日お帰りになって驚かれる保護者の方、また、不安に思う保護者の方もいらっしゃるのではないかとことを心配しております。ぜひ保護者の皆様には十分にご説明いただいて、個別の相談には、親身にしっかり対応をしていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

もう一点伺います。今回の4園のうち、白石区の青葉保育園は、この園舎にある建物の中に、西町の集会場が入っております。この建物にありましたしらぎく荘は、既に廃止がされておりました。この青葉保育園が廃止となった後には、この西町の集会所だけが残る形となります。こちらは大変古い建物ではありますが、地域の方にとってはなくてはならない施設でして、また、集会場を利用する地域の皆さんにも、今回の閉園について、影響があることが考えられます。

そこで最後に、この西町の集会場を利用する地域への対応についても、併せてお伺いいたします。

●**札幌子育て支援部長** 西町集会所を利用する地域への対応について、お答えいたします。

閉園予定の青葉保育園の建物の2階には、西町会館運営委員会が運営する西町集会所が入っております。菊水西町連合町内会など、地域の皆様が多く利用されているところでございます。

西町集会所は、地域活動の拠点となっていると認識しており、集会所部分を区分所有する白石区など、関係部局と連携しながら、青葉保育園閉園後も引き続き地域活動が継続できるよう、調整してまいりたいと考えております。

●**うるしはら直子委員** 繰り返しになりますけれども、私も白石区は長いので、この場所はどちらも、保育園にしても集会所にしても大変愛着を持っている方たち、長く利用してこられた方たちがいらっしゃいます。また、現在も心のよりどころにしている方もいらっしゃいますので、ぜひ園児、地域の方、また保護者の方の声をしっかり聞

きながら、これからも地域活動ですとか、保育に支障がないように、しっかりと調整をお願いしたいと思います。

今回この中で、最後、要望となるんですけれども、この公立の保育所が担うべき役割も、子どもの数や保護者の働き方によって様々、また急激に変化しております。国の制度、本市の実情などにもいろいろと違いがある中ではありますが、今後も閉園とか新しい形というのを、まず広く皆さんにも周知しながら、しっかりと対応していただきたいと思います。

また、本市の保育所を利用する保護者は、この札幌市民には限りませんし、また預ける場所に関しても、居住地近隣であったり、駅の近くであったり、職場の近隣など、本当に札幌市の保育所を利用される方、官民間問わず、様々でございます。

こうした本市の保育の実情というところに、また新たな目を向けまして、市として、先ほどもありましたけれども、民間の保育所もしっかりバックアップする体制、こうした在り方の検討や再構築、こうしたことも考える時期に来ているのではないかと思います。

今後、将来を見据えて、またこうした点もしっかりと検討していただくことを求めまして、私の質疑を終わります。

●**福田浩太郎委員** 私からは、今回報告のありました公立保育所の関係のうち、単独園の今後の方向性に関連いたしまして、2点お尋ねしたいというふうに思います。

まず一点目は、今回の報告では、単独園の今後の方向性として、近隣の保育施設の配置や入所状況を勘案し、供給量が十分と判断される場合、老朽化が進む施設は、順次、閉園していくこととするとしております。

そこでお尋ねいたしますが、この方向性により、今回は4園を閉園に向けた準備に入ることとなりますが、説明のあった4園以外の単独園はどのような状況なのか、お伺いいたします。

●札幌子育て支援部長 4園以外の単独の状況について、お答えいたします。

公立保育園の単独園は、今回閉園準備に入る4園以外では、5園ございます。この5園の状況でございますが、まず新琴似保育園が築34年、新川保育園が築30年、東札幌保育園が築40年、美園保育園が築43年、山の手保育園が築36年となっております。

これら5園につきましては、老朽化の状況や、近隣の保育園の入所率などから、直ちに具体的な検討に入る状況ではございませんが、今後も状況を注視してまいりたいと考えております。

●福田浩太郎委員 公立単独園の築年数、多くが40年前後というところではありますが、直ちに閉園を検討する状況にはないということは承知いたしました。

ただ、ご答弁にもありましたけれども、残り5園について、具体的な検討はこれからということだと思いますけれども、丁寧に進めていただきたいというふうに思います。

次に、単独園の方向性について、2点目の質問をさせていただきたいというふうに思います。

資料に記載されております今後の方向性には、閉園により生じる保育人材を活用し、公立保育所が担う役割の充実強化を図るということも示されております。この関係につきましては、先ほど自民党の松井委員からも質疑がございましたけれども、保育人材をちあふるで行う多様な保育など、保育の質の向上に資する配置を検討していくということでありました。

私どもの会派では、これまで代表質問等において幾度も、こども誰でも通園制度について取り上げてまいりました。

そこで質問をさせていただきますが、この制度のちあふるでの実施については、今年度、まずは3区から始まると承知をしておりますけれども、今回報告のあった公立園の閉園に伴う保育人材を、ちあふるでの多様な保育への活用も検討する

ということでありますので、そのことによりこども誰でも通園制度の実施拡大につながるのか、お伺いをしたいと思います。

●札幌子育て支援部長 保育士の再配置等による、こども誰でも通園制度の実施拡大についてお答えさせていただきます。

こども誰でも通園制度につきましては、ちあふるでの実施は、今年度からちあふる・ちゅうおう、ちあふる・ひがし、ちあふる・しろいし、この3園で予定をしているところでございます。

今後に向けましては、今回のこの閉園の準備に関係なく、3園のこの実施の状況を踏まえて、それ以外のものの実施につきまして、検討をしてまいりたいと考えております。

●福田浩太郎委員 こども誰でも通園制度については、今回の公立園の閉園準備にかかわらず実施、拡大ができるように進めていくということでありました。

来年度からは、ちあふるでのさらなる実施へと拡充をしていただき、こども誰でも通園制度が、誰にでも使いやすい制度となっていくよう求められることを求めたいというふうに思います。

特に、今回の定例会代表質問で、我が会派から求めました子ども政策におけるDXの推進にも力を注いでいただいていたいて、この制度がより使いやすい制度として、全市に好影響を及ぼしていただくよう求めて、質問を終わります。

●小形香織委員 今回提案されている計画というんですか、役割についてというのは、幾つも問題があるなと思って読みましたので、質問させていただきたいと思います。

このたびの四つの施設、それぞれ資料を一つずついただきましたけれども、菊水乳児保育園が築54年、青葉保育園が築51年、それから東白石保育園が築35年、みかほ保育園が築44年ということでありました。いずれも30年以上経過しているという状況であります。

どんな建物でも、市有施設、あるいは個人所有

の建物も含めて、通常10年、20年などをめどに、建物を維持していくためには総点検したり、長寿命化を図るためにどうした工事が必要かというようなチェックというのはしていくわけですし、本市の公的な市有施設について、20年あるいは30年をめどにどうしたらいいかという、長寿命化を含めた検討というのがなされていくわけで、当然40年も過ぎていけば、建て替えをしていくということが検討されてしかるべきではないかと私は思うんですけれども、これらの四つの保育所の建て替えについて、なぜ検討がなされなかったのか、なぜもっと早くに更新して、老朽化というようなことをさせない手だてが打てなかったのか、そこについて伺いたいと思います。

●札幌子育て支援部長 施設整備の考え方について、お答えさせていただきます。

これまで公立保育所につきましては、限られた財源の中で、各区へのちあふる整備に重点的に取り組んできたものでございまして、単独園につきましては、必要な修繕を実施しながら、保育を継続してきたところでございます。

●小形香織委員 修繕はするけれども、しかし抜本的に、この保育所を維持するために改修するとか、更新するとか建て替えをするということは、最初からちあふるを整備するから、あとは使わないんだという答弁だという理解でよろしいのでしょうか。

●札幌子育て支援部長 今の件について、お答えいたします。

必要ないと、そういったような判断はしてございません。あくまでも限られた財源の中におきまして、ちあふる整備につきまして重点的に取り組んできて、単独園につきましては、必要に応じた形での最小限の修繕、こちらを実施したというところでございます。

●小形香織委員 そうすると、今、閉園していく理由の中に、老朽化しているからだというふうに書いていますけれども、老朽化が進行するとい

うことが起こらないように手を打つことは、今後だって可能だということなのではないかと思うんですよね。つまり維持していくという意味さえあれば、更新していく手だてを打っていくということは可能だったのではないかというふうに思うんです。

札幌の保育所のニーズというのは、確かに近年は減っているというのはそうでしょう。しかし、築30年経過する頃というのは、建て替えを考えたもしかるべきぐらい、待機児童があふれていて、本市でも深刻な問題の一つになっていたし、保護者、子育て世帯の大きなニーズだったというふうに思うんですよ。

今回の件をお聞きして、私、この間の議事録をいろいろ見てまいりましたけれども、待機児童解消というのをしていくというのは、札幌市の大きな目的の一つだったと思うんですね。しかし、いただいた資料を見ますと、国の定義による待機児童はゼロであるということでありまして、国定義を除いた待機児童というのはずっと1,000人、あるいは1,200人、場合によっては1,900人というぐらいの子どもの待機児童数というのが、ずっと続いてきたわけですよ。そして、それらも含めて、全ての子どもたちの保育ニーズを受け入れられるように整備していきますよというのが、これまでの札幌市の私たちの求めに対する答弁であったと思うんです。それすらも現在達成できていない。そういう中で、老朽化に進む施設の修繕や更新の検討をしてこなかったという問題なのではないのかというふうに、私は思っております。

この待機児童のことの考えをお聞きしたいんですけれども、今、私がお話ししたように、国の定義による待機児童は、確かに2018年にゼロになりました。ですけれども、そのときだって国定義以外の待機児童というのは1,963人いました。その後も、ずっと続いています。このことについて、本市はどのように捉えておられるのか、伺いたいと思います。

●山縣支援制度担当部長 国定義以外の待機児童が一定数いることについての受け止めについてのご質問であります。

様々な理由により、特定の保育施設のみ入所を希望する場合があることなどが要因となっているというふうに認識しておりますが、より多くの人希望する保育施設に入所できるように、保護者のニーズに寄り添いまして、きめ細やかにマッチングを進めてまいりたいと考えております。

●小形香織委員 そのあらゆる保護者のニーズに応えていくということの選択肢の一つが、公立保育所なのではないのかと私は思うんですよ。

今回新しくしたさっぽろ子ども未来プランでは、これは保育の提供の項目では、供給量確保の考え方として、既存施設を活用して取組を進めるとともに、老朽化施設を更新し、より安全で安心な教育保育環境を確保していきますと、こういうふうにプランに書かれているわけです。

今回、老朽化した四つの園を更新せずに閉園にしていくということでもありますけども、これは明らかに自分が自ら作った子ども未来プランと矛盾するのではないかというふうに思いますけど、どうお考えですか、伺います。

●札幌子育て支援部長 子ども未来プランとの整合性についてということの観点につきましてお答えさせていただきます。

子ども未来プランにおきましては、基本施策の一つとして、子どもの誕生前から幼児期までにおける環境の充実というのを掲げております。今後の保育ニーズを見据えつつ、質の向上へと施策の重点をシフトするという旨も記載をさせていただいているところでございます。

こうした背景を踏まえまして、今回の4園の閉園につきまして、公立保育所が今後担うべき役割等につきまして、庁内検討を進めて本日の文教委員会での報告となったものでございます。

検討に当たりましては、施設の老朽化という状況も一因ではございますが、それに加えまして、

保育の供給量が不足することがないよう、周辺の民間施設の入所状況、こちらを勘案する必要があるというふうに考えてございます。

こういったものを勘案しながら、この未来プランの需給計画、及びこの4月時点での民間施設の入所状況等を踏まえて、今回の判断に至ったというものでございます。

●小形香織委員 周辺のとおっしゃるのは、ほとんどみんな民間施設ということでありますよね。先ほどもちょっと出ていましたけど、民間の保育所では、保育士が確保できない、あるいは処遇改善をしたいけれどもなかなか進まないという悩みを抱えながら、運営をしているわけです。そして、出生数が減って保育を必要とする子どもの数も減るという中で、入園児を迎えられなくなったらどうしようという不安もあるわけです。

つまり、様々な保育のニーズに応えるというふうに言っている本市の公立保育所がなくなるということは、民間の保育所から見ても、札幌市の求めに応じて保育所の整備を図ってきたんだと、子どもを預けられる保育所を増やしてくれという求めがあったから増やしてきたのに、いざ就学前児童数の減少傾向が始まったら、真っ先に公立園が閉園していくのかというふうに、はしごを外されたような気持ちになるのではないかと、私は思うんですね。

我が党は、保育所はビルの中の一室だとか、鉄道の高架下の施設ではなくて、ちゃんと園庭のあるところを保育所とすべきだということで、保育の質というものを確保する上で最低限、こうしたものが必要な基準としても入れるべきではないかということ求めてきましたけれども、しかし本市は、国の規制緩和に合わせる形で、ビルの中であつても保育所として認定し、そこに入所できれば、保育ニーズを確保したんだという整理をしているというふうになっているんですね。

本当に、これから保育の質に取り組もうと本気で本市が思うのであれば、ちゃんと土のある園庭

で、乳児から豊かに育つため園庭のある保育所を、公立保育所としてしっかり持っているべきものなのですから、土のある場所で、子どもへの豊かな保育を行う、これが本市が持つべき志ではないかというふうに思います。

今回の順次閉園していくという方針は、認めることができないなということを申し上げて終わりたいと思います。

●山口かずさ委員 私からは、1点だけ伺います。

今回、報告のあった公立保育所の関係について、公立保育所が今後担う役割として、保育の質の向上、多様な保育ニーズに積極的、かつ柔軟に対応という説明がありました。

私自身、児童発達支援、放課後等デイサービスを運営する中で、公立保育所は障がいのある児童の保育という面で、とても重要な役割を果たしていると感じています。

単独園を閉園して生じる保育人材を活用して、障がい児保育や医療的ケア児の保育にも、さらに取り組んでいくとのことですね。公立の役割として、本当にここは重要なところだと思いますので、充実・強化に積極的に努めていただきたいと考えています。

さて、今回、公立4園の閉園に向けて準備を進めていくということで、来年度以降、下のクラスから段階的に受入れ停止をしていくということです。

この関係で、1点伺います。

現在、4園を利用しているご家庭の中には、弟、妹が入園年齢になった際、きょうだいと同じ園に預けたいという希望を持っているご家庭もあると思います。

今回の説明では、下の子の年齢が受入れを制限する年齢に該当する場合は、希望してもこの4園には入園できないということになると思いますが、同じ園に入りたいという相談があった場合は、どのように対応していくのか伺います。

●札幌子育て支援部長 同じ園に入りたいというご相談があった場合の対応について、お答えさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、保護者におかれましては、兄弟を同じ園に入りたいというご希望、これについては十分理解できるものではございます。ですが、閉園準備に入る保育園につきましては、年齢の低いクラスから段階的に受入れを停止していくこととしており、当該年齢での入園はかなわないところでございます。

そのため、少しでも保護者の負担を軽減できるよう、近隣の空きがある園を紹介するなど、個々の事情に合わせて、丁寧に相談対応してまいりたいと考えております。

●山口かずさ委員 受入れ制限する年齢に該当する場合は、4園での受入れは難しいとのことですが、仕事と子育ての両立は時間との戦いという側面もあって、少しでも送迎を効率的にしたいというご家庭の希望には、できる限り丁寧に対応するようにお願いします。

今回、東区1園、そして白石区は3園ということで、4園が閉園の準備に入るということですが、それぞれ地元では、入園児のいるご家庭以外でも、先ほどうるしはら委員からもありましたが、園舎のある建物に同居する施設を利用する団体もあります。実際の閉園までには少し時間がありますが、地域にとって必要とされて愛される施設、場所でもありますので、入園児のいるご家庭への説明はもちろん、地元への説明についても丁寧に進めていただきたいということを求めて、私の質問を終わります。

●熊谷誠一委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●熊谷誠一委員長 なければ、質疑を終了いたします。

ここで、理事者退席のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2 時14分

再 開 午後 2 時15分

●熊谷誠一委員長 委員会を再開いたします。

最後に、委員派遣についてを議題といたします。

各位に配付しております文教委員会行政視察実施案をご覧ください。

本委員会に関係する本市の諸課題や取組について、道外他都市の事例を調査し、今後の委員会活動の参考とするため、本案を作成させていただきました。

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

本案のとおり、行政視察を実施することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●熊谷誠一委員長 異議なしと認め、行政視察を実施することといたします。

なお、行程等の詳細については正副委員長にご一任いただきまして、適宜、委員の皆様にもお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 2 時16分